

昭和二十八年法律第十四号
麻薬及び向精神薬取締法

目次

| | |
|---|--|
| 第一章 総則（第一条・第二条） | 第二章 麻薬に関する取締り（第二節 免許（第三条～第十二条）、第三節 禁止及び制限（第十二条～第二十九条）） |
| 第二節 免許（第三条～第十二条） | 第三節 禁止及び制限（第十二条～第二十九条） |
| 第三章 向精神薬に関する取締り（第七条～第四十九条） | 第三章 向精神薬に関する取締り（第七条～第四十九条） |
| 第一節 取扱い（第三十条～第三十六条） | 第一節 取扱い（第三十条～第三十六条） |
| 第二節 禁止及び制限（第五十条の八～第五十条の十七） | 第二節 禁止及び制限（第五十条の十九～第五十条の十八） |
| 第三節 取扱い（第五十条の十九～第五十条の二十二） | 第三節 取扱い（第五十条の二十一～第五十条の二十二） |
| 第四節 業務に関する記録及び届出（第五十一条～第五十三条） | 第四節 業務に関する記録及び届出（第五十一条～第五十三条） |
| 第五節 雜則（第五十条の二十五～第五十条の二十六） | 第五節 雜則（第五十条の二十三～第五十条の二十四） |
| 第六章 麻薬中毒者に対する措置等（第五十八条～第五十九条の三十八～第五十九条の三十九） | 第六章 麻薬中毒者に対する措置等（第五十八条～第五十九条の三十八～第五十九条の三十九） |
| 第七章 罰則（第六十四条～第七十六条） | 第七章 罰則（第六十四条～第七十六条） |
| 附則 | 附則 |

| | |
|--|--|
| 第一章 総則（目的） | 第二章 麻薬取扱者（家庭麻薬、別表第一～第七十八条号イ）、五、家庭麻薬（別表第一～第七十八条号イ）、六、向精神薬（別表第三）、七、麻薬向精神薬原料（別表第二～第四）、四、麻薬原料植物（別表第二～第四）、三、向精神薬（別表第三）、二、麻薬（別表第三）、一、向精神薬（別表第三）、（以上同じ）、（以下同じ）。 |
| 第一条 この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。（定義等） | 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一、麻薬 別表第一に掲げる物及び大麻をい |
| 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一、麻薬 別表第一に掲げる物及び大麻をい | 三、向精神薬（別表第一～第三十六条）、四、麻薬原料植物（別表第二～第四）、五、家庭麻薬（別表第一～第七十八条号イ）、六、向精神薬（別表第三）、七、麻薬向精神薬原料（別表第二～第四）、八、麻薬取扱者（家庭麻薬、別表第一～第七十八条号イ）、九、麻薬営業者（別表第一～第七十八条号イ）、十、麻薬輸入業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十一、麻薬輸出業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十二、麻薬製造業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十三、麻薬製剤業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十四、家庭麻薬製造業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十五、麻薬元卸売業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、十六、麻薬卸売業者（都道府県知事の免許を受けた者）、十七、麻薬小売業者（都道府県知事の免許を受けた者）、十八、麻薬診療施設（都道府県知事の登録を受けた者）、十九、麻薬研究者（都道府県知事の免許を受けた者）、二十、麻薬治療施設（都道府県知事の登録を受けた者）、二十一、麻薬業務所（都道府県知事の登録を受けた者）、二十二、向精神薬輸入業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、二十三、向精神薬輸出業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、二十四、向精神薬営業者（病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者）、二十五、向精神薬中毒者（麻薬中毒の状態にある者）、二十六、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者）、二十七、向精神薬営業者（病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者）、二十八、向精神薬輸入業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、二十九、向精神薬輸出業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、三十、向精神薬営業者（病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者）、三十一、向精神薬製造業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、三十二、向精神薬使用業者（厚生労働大臣の免許を受けた者）、三十三、向精神薬卸売業者（都道府県知事の免許を受けた者）、三十四、向精神薬試験研究施設設置者（学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設）、三十五、向精神薬営業所（向精神薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者）、三十六、向精神薬等原料営業者（向精神薬等原料営業者が業料を輸入することを業とする者）。 |

| | |
|--|--|
| 第一項に規定する大麻をいう。 | 二、あへん あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへんをいう。 |
| （以下「麻薬処方箋」という。）により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。 | 三、けしがら あへん法に規定するけしがらをいう。 |
| （以下「麻薬施用者」）とある者は、都道府県知事の免許を受けた者である。 | 四、麻薬原料植物 別表第二に掲げる植物をいう。 |
| （以下「家庭麻薬」）とある者は、別表第一に掲げる物をいう。 | 五、家庭麻薬 別表第一～第七十八条号イに規定する物をいう。 |
| （以下「向精神薬」）とある者は、別表第三に掲げる物をいう。 | 六、向精神薬 別表第三に掲げる物をいう。 |
| （以下「麻薬向精神薬原料」）とある者は、別表第四に掲げる物をいう。 | 七、麻薬向精神薬原料 別表第四に掲げる物をいう。 |
| （以下「向精神薬製造剤業者」）とある者は、別表第一～第七十八条号イに規定する業者をいう。 | 八、麻薬取扱者 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理業者及び麻薬研究者をいう。 |
| （以下「向精神薬輸入業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者である。 | 九、麻薬営業者 麻薬施用者、麻薬管理業者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。 |
| （以下「向精神薬輸出業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者である。 | 十、麻薬輸入業者 厚生労働大臣の免許を受けた者である。 |
| （以下「向精神薬営業者」）とある者は、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者である。 | 十一、麻薬輸出業者 厚生労働大臣の免許を受けた者である。 |
| （以下「向精神薬製造業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者である。 | 十二、麻薬製造業者 厚生労働大臣の免許を受けた者である。 |
| （以下「向精神薬使用業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者である。 | 十三、麻薬製剤業者 厚生労働大臣の免許を受けた者である。 |
| （以下「向精神薬卸売業者」）とある者は、都道府県知事の免許を受けた者である。 | 十四、家庭麻薬製造業者 厚生労働大臣の免許を受けた者である。 |
| （以下「向精神薬中毒者」）とある者は、麻薬中毒の状態にある者をいう。 | 十五、麻薬元卸売業者 厚生労働大臣の免許を受けた者である。 |
| （以下「向精神薬取扱者」）とある者は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者である。 | 十六、麻薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けた者である。 |

| | |
|---|--|
| （以下「向精神薬試験研究施設設置者」）とある者は、都道府県知事の登録を受けたものである。 | 二十七、向精神薬営業者 病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう。 |
| （以下「向精神薬診療施設」）とある者は、都道府県知事の登録を受けたものである。 | 二十八、向精神薬輸入業者 厚生労働大臣の免許を受けた者。 |
| （以下「向精神薬輸出業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者。 | 二十九、向精神薬輸出業者 厚生労働大臣の免許を受けた者。 |
| （以下「向精神薬営業者」）とある者は、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者。 | 三十、向精神薬製造業者 厚生労働大臣の免許を受けた者。 |
| （以下「向精神薬使用業者」）とある者は、厚生労働大臣の免許を受けた者。 | 三十一、向精神薬使用業者 厚生労働大臣の免許を受けた者。 |
| （以下「向精神薬卸売業者」）とある者は、都道府県知事の免許を受けた者。 | 三十二、向精神薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けた者。 |
| （以下「向精神薬中毒者」）とある者は、麻薬中毒の状態にある者をいう。 | 三十三、向精神薬中毒者 麻薬中毒の状態にある者をいう。 |
| （以下「向精神薬取扱者」）とある者は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者。 | 三十四、向精神薬試験研究施設設置者 学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設（以下「向精神薬試験研究施設」という。）の設置者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう。 |
| （以下「向精神薬営業所」）とある者は、向精神薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者。 | 三十五、向精神薬営業所 向精神薬営業者が業料を輸入することを業とする者。 |
| （以下「向精神薬等原料営業者」）とある者は、向精神薬等原料営業者が業料を輸入することを業とする者。 | 三十六、向精神薬等原料営業者 麻薬等原料営業者が業料を輸入することを業とする者。 |

三十八 麻薬等原料輸出業者 麻薬向精神薬原
料を輸出することを業とする者をいう。
三十九 麻薬等原料製造業者 麻薬向精神薬原
料を製造すること (麻薬向精神薬原料を精製
すること、及び麻薬向精神薬原料に化学的変
化を加え、又は加えない他の麻薬向精神薬原
料に対することを含む。ただし、調剤を除
く。以下同じ。)、又は麻薬向精神薬原料を小
分けすること (他人から譲り受けた麻薬向精
神薬原料を分割して容器に収めることをい
う。以下同じ。) を業とする者をいう。

四十 特定麻薬等原料製造業者 政令で定める
麻薬向精神薬原料 (以下「特定麻薬向精神薬
原料」という。) を製造すること、又は特定
麻薬向精神薬原料を小分けすることを業とす
る者をいう。

四十一 麻薬等原料卸小売業者 麻薬向精神薬
原料を譲り渡すことを業とする者をいう。

四十二 特定麻薬等原料卸小売業者 特定麻薬
向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者を
いう。

四十三 麻薬等原料営業所 麻薬等原料営業者
が業務上麻薬向精神薬原料を取り扱う店舗、
製造所及び薬局をいう。

四十四 大麻草 大麻草の栽培の規制に関する
法律第二条第一項に規定する大麻草をいう。

四十五 大麻草栽培者 大麻草の栽培に規定す
る法律第二条第三項に規定する大麻草栽培
者をいう。

四十六 大麻草採取栽培者 大麻草の栽培の規
制に関する法律第二条第四項に規定する大麻
草採取栽培者をいう。

四十七 大麻草研究栽培者 大麻草の栽培の規
制に関する法律第二条第五項に規定する大麻
草研究栽培者をいう。

2
第一節 免許

第三条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製
造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻
薬元卸売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸
売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸

3
一 麻薬輸入業者の免許については、医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十
五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)
の規定により医薬品の製造販売業の許可を受
けている者
二 麻薬輸出業者の免許については、医薬品医
療機器等法の規定により医薬品の製造販売業
又は販売業の許可を受けている者であつて、
自ら薬剤師であるか又は薬剤師を使用してい
るもの
三 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者の免許につ
いては、医薬品医療機器等法の規定により医
薬品の製造販売業及び製造業の許可を受けて
いる者
四 家庭麻薬製造業者の免許については、医薬
品医療機器等法の規定により医薬品の製造業
の許可を受けている者
五 麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者の免許につ
いては、医薬品医療機器等法の規定により医
薬局開設の許可を受けている者又は医薬品医
療機器等法の規定により医薬品の販売業の許
可を受けている者であつて、自ら薬剤師であ
るか若しくは薬剤師を使用しているもの
六 麻薬小売業者の免許については、医薬品医
療機器等法の規定により薬局開設の許可を受
けている者
七 麻薬使用者の免許については、医師、歯科
医師又は獣医師
八 麻薬管理者の免許については、医師、歯科
医師、獣医師又は薬剤師

2
一 第五十二条第一項の規定により免許を取り
消され、取消しの日から三年を経過していな
い者
二 第二章 麻薬に関する取締り
(免許)

三 前二号に該当する者を除くほか、この法
律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへ
ん法、薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十
六号)、医薬品医療機器等法、医師法 (昭和
二十三年法律第二百一号)、医療法その他の薬
事若しくは医事に関する法令又はこれらに基
づく处分に違反し、当該違反行為があつた日
から二年を経過していない者
四 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正
に行うことのできない者として厚生労働省令
で定めるもの
五 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第
六号に規定する暴力団員又は同号に規定する
暴力団員でなくなつた日から五年を経過しな
い者 (以下「暴力団員等」という。)
七 法人又は団体であつて、その業務を行つた役
員のうちに前各号のいずれかに該当する者が
あるもの
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(免許証)

第四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条
の規定により麻薬取扱者の免許を行つたとき
は、当該麻薬取扱者に対し免許証を交付しな
ければならない。

九 麻薬元卸売業者の免許又は名称及び
住所その他厚生労働省令で定める事項を記載し
なければならない。

十 免許証には、麻薬取扱者の氏名又は名称及び
住所その他の事項を記載しなければならない。

十一 免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与しては
ならない。

十二 免許の有効期間 (免許の失效)

第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の
日からその日の属する年の翌々年の十二月三十
一日までとする。

2
一 第五十二条第一項の規定により免許を取り
消され、取消しの日から三年を経過していな
い者
二 第二章 麻薬に関する取締り
(業務廃止等の届出)

三 前二号に該当する者を除くほか、この法
律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへ
ん法、薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十
六号)、医薬品医療機器等法、医師法 (昭和
二十三年法律第二百一号)、医療法その他の薬
事若しくは医事に関する法令又はこれらに基
づく处分に違反し、当該違反行為があつた日
から二年を経過していない者
四 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正
に行うことのできない者として厚生労働省令
で定めるもの
五 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第
六号に規定する暴力団員又は同号に規定する
暴力団員でなくなつた日から五年を経過しな
い者 (以下「暴力団員等」という。)
七 法人又は団体であつて、その業務を行つた役
員のうちに前各号のいずれかに該当する者が
あるもの
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(免許証)

第四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条
の規定により麻薬取扱者の免許を行つたとき
は、当該麻薬取扱者に対し免許証を交付しな
ければならない。

九 麻薬元卸売業者の免許又は名称及び
住所その他厚生労働省令で定める事項を記載し
なければならない。

十 免許証には、麻薬取扱者の氏名又は名称及び
住所その他の事項を記載しなければならない。

十一 免許の有効期間 (免許の返納)

第六条 麻薬取扱者の免許は、その有効期間が満
了したとき、及び第五十二条第一項の規定によ
り取り消されたときのほか、次の各号の一に該
当するときは、その効力を失う。
一 次条第一項の届出があつたとき。
二 当該麻薬取扱者が第三条第二項各号の資格
を欠くに至つたとき。

第七条 麻薬取扱者は、当該免許の有効期間中に
当該免許に係る麻薬業務所における麻薬に関す
る業務又は研究を廃止したときは、十五日以内

合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

四 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために所持する大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

前項ただし書（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、施用のため交付される麻薬が第二十七条第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方箋が同条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

麻薬輸入業者は、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

麻薬輸出業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

5 麻薬輸出業者は、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

6 麻薬製剤業者は、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

7 家庭麻薬製造業者は、麻薬を譲り渡してはならない。

8 麻薬元卸売業者は、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬元卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けた場合に譲り渡す場合には、適用しない。

11 麻薬小売業者は、麻薬処方箋（第二十七条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、

のを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

前項ただし書（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

（麻薬小売業者の譲渡し）

第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方箋を所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該麻薬処方箋により調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

（譲受け）

第二十六条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者でなければ、麻薬を譲り受けではならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬使用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受けける場合

二 前項ただし書の規定は、麻薬使用者から交付される麻薬が次条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方箋がこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

（施用、施用のための交付及び麻薬処方箋）

第二十七条 麻薬使用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬研究者が、研究のため施用する場合

二 麻薬使用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合

三 麻薬小売業者から麻薬処方箋により調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

（容器及び被包の記載）

第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（麻）」の記号及び次に掲げる事項が記載されてい

るのを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

（麻薬小売業者の譲渡し）

第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方箋を所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該麻薬処方箋により調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

（譲受け）

第二十六条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者でなければ、麻薬を譲り受けではならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬使用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受けける場合

二 前項ただし書の規定は、麻薬使用者から交付される麻薬が次条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方箋がこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

（施用、施用のための交付及び麻薬処方箋）

第二十七条 麻薬使用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬研究者が、研究のため施用する場合

二 麻薬使用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合

三 麻薬小売業者から麻薬処方箋により調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

（容器及び被包の記載）

第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（麻）」の記号及び次に掲げる事項が記載されてい

るのを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

（麻薬小売業者の譲渡し）

第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方箋を所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該麻薬処方箋により調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

（譲受け）

第二十六条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者でなければ、麻薬を譲り受けではならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬使用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受けける場合

二 前項ただし書の規定は、麻薬使用者から交付される麻薬が次条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方箋がこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

（施用、施用のための交付及び麻薬処方箋）

第二十七条 麻薬使用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬研究者が、研究のため施用する場合

二 麻薬使用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合

三 麻薬小売業者から麻薬処方箋により調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

（容器及び被包の記載）

第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（麻）」の記号及び次に掲げる事項が記載されてい

るのを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

（麻薬小売業者の譲渡し）

第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方箋を所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該麻薬処方箋により調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

（譲受け）

第二十六条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者でなければ、麻薬を譲り受けではならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬使用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受けける場合

二 前項ただし書の規定は、麻薬使用者から交付される麻薬が次条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方箋がこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

（施用、施用のための交付及び麻薬処方箋）

第二十七条 麻薬使用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬研究者が、研究のため施用する場合

二 麻薬使用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合

三 麻薬小売業者から麻薬処方箋により調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

（容器及び被包の記載）

第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（麻）」の記号及び次に掲げる事項が記載されてい

第四十条 麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載(あへん法第三十九条第二項の規定による記載を含む。)の日から二年間、これを保存しなければならない。

(施用に関する記録)

第四十一条 麻薬使用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法第二十四条若しくは歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第二十三条に規定する診療録又は獣医師法(昭和二十四年法律第八百八十六号)第二十一一条に規定する診療簿に、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、病名、主要症状、施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載しなければならない。

第四十二条 麻薬輸入業者は、半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第四十三条 麻薬輸出業者は、半期ごとに、その期間中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器一個当たりの麻薬の量(以下「容器の容量」という)及びその容器の数

二 その期間中に輸入した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸入の年月日

三 その期間中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡しの年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

(麻薬輸出業者の届出)

厚生労働大臣に届け出なければならない。

第四十四条 麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び家庭麻薬製造業者の届出)

二 その期間中に輸出した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸出の年月日

三 その期間中に譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受けの年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

(麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び家庭麻薬製造業者の届出)

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載(あへん法第三十九条第二項の規定による記載を含む。)の日から二年間、これを保存しなければならない。

(施用に関する記録)

第四十五条 麻薬元卸売業者は、半期ごとに、その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡し又は譲受けの年月日

五 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

六 その他厚生労働省令で定める事項

(麻薬元卸売業者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬卸売業者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬卸売業者の届出)

一 前年の十月一日に所有した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸出の年月日

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間に内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

三 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間に内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬卸売業者の届出)

二 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡し又は譲受けの年月日

三 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

(麻薬卸売業者の届出)

二 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡し又は譲受けの年月日

三 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

(麻薬卸売業者の届出)

二 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡し又は譲受けの年月日

一 前年の十月一日に所有した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸出の年月日

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受けの年月日

(麻薬管理者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間に内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

(麻薬管理者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後三年を経過していない者

ハ イ又は口に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があつた日から二年を経過していない者

二 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ホ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

ヘ 暴力団員等

ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちにイからへまでのいすれかに該当する者があるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(免許の有効期間)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後三年を経過していない者

ハ イ又は口に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があつた日から二年を経過していない者

二 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ホ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

ヘ 暴力団員等

ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちにイからへまでのいすれかに該当する者があるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(免許の失効)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後三年を経過していない者

ハ イ又は口に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があつた日から二年を経過していない者

二 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ホ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

ヘ 暴力団員等

ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちにイからへまでのいすれかに該当する者があるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(免許)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後三年を経過していない者

ハ イ又は口に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があつた日から二年を経過していない者

二 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ホ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

ヘ 暴力団員等

ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちにイからへまでのいすれかに該当する者があるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(免許)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

狭いため記載事項を明りよう記載することができない場合その他厚生労働省令で定める場合において、その容器又は容器の直接の被包に、厚生労働省令で定めるところにより、記載事項が簡略化されて記載される向精神薬を譲り渡すときは、この限りでない。

一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含量

二 その他厚生労働省令で定める事項

(向精神薬取扱責任者)

第五十条の二十 向精神薬営業者は、向精神薬営業所ごとに、向精神薬取扱責任者を置かなければならない。ただし、向精神薬営業者が、自ら向精神薬取扱責任者となつて管理する向精神薬営業所については、この限りでない。

第五十条の二十一 向精神薬営業者は、向精神薬営業所において、その管理に係る向精神薬に関する法律の規定又はこの法律に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処方に違反する行為が行われないように、その向精神薬に関する業務に従事する者を監督しなければならない。

第五十条の二十二 向精神薬取扱責任者は、向精神薬営業者又は向精神薬取扱責任者を置いたとき、又は自ら向精神薬取扱責任者となつたときは、三十日以内に、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者にあつては厚生労働大臣に、向精神薬使用業者にあつては厚生労働大臣に、その向精神薬取扱責任者となつた旨の氏名又は自ら向精神薬取扱責任者の氏名又は住所を届け出なければならない。向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつては都道府県知事に、その向精神薬取扱責任者となつた旨の氏名又は自ら向精神薬取扱責任者の氏名又は住所を届け出なければならない。向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつては厚生労働省令で定めたところにより、その所有する向精神薬を保管し、若しくは廃棄し、又はその他必要な措置を講じなければならない。

(事故の届出) 第五十条の二十二 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその向精神薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするた

めに必要な事項を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては厚生労働大臣に、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第四節 業務に関する記録及び届出

第五十条の二十三 向精神薬営業者(向精神薬小売業者を除く。)は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化学変化物(向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者が向精神薬に化学的の変化を加えて向精神薬以外の物にしたもの)をいう。

二 向精神薬化学変化物の品名、数量及び用途

三 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬(第三種向精神薬を除く。次号において同じ。)の品名及び数量並びにその年月日

四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

年月日

二 向精神薬化学変化物の品名、数量及び用途

三 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬(第三種向精神薬を除く。次号において同じ。)の品名及び数量並びにその年月日

四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

年月日

二 向精神薬の品名、数量及び用途

三 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬(第三種向精神薬を除く。次号において同じ。)の品名及び数量並びにその年月日

四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

年月日

三 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

四 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬使用業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(届出)

第五十条の二十四 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬使用業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 前年中に輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化学変化物(向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者が向精神薬に化学的の変化を加えて向精神薬以外の物にしたもの)をいう。

二 向精神薬の品名及び数量

三 その他厚生労働省令で定める事項

二 前年の初めに所有した第一種向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種向精神薬の品名及び数量

三 その他厚生労働省令で定める事項

二 前年に掲げる事項を、厚生労働大臣に登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年中に輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬の品名及び数量

二 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その年の四月三十日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第五節 雜則

三 第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る医薬品医療機器等法第七条第四項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の卸売販売業の許可を受けた者に係る医薬品医療機器等法第三十五条第二項に規定する営業所管理者は、第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

二 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

一 医薬品医療機器等法第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出(廃止に係るものに限る。)があつたとき。

二 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

一 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

二 医薬品医療機器等法第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出(廃止に係るものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

一 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

二 医薬品医療機器等法第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出(廃止に係るものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

二 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

二 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

十三条第一項に規定する医薬品を除く。以下の条において同じ。)の卸販売業の許可を受けた者は、この法律の規定(第五十条の四及び第五十条の二十第四項を除く。)の適用により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬試験研究施設設置者に別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 向精神薬取扱者は、前三項の規定による記録の日から二年間、向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において保存しなければならぬ。

二 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第五十条の二十五 別表第三第十二号に掲げる向精神薬であつて、濫用のおそれがないかつて、有害作用がないものとして厚生労働省令で定めるものについては、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができること。

一 その他の薬局開設者等の特例

二 医薬品医療機器等法の規定により医薬品医療機器等法第三十五条第二項に規定する営業所管理者は、第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

三 第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る医薬品医療機器等法第七条第四項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の卸売販売業の許可を受けた者に係る医薬品医療機器等法第三十五条第二項に規定する営業所管理者は、第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

二 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

一 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

二 医薬品医療機器等法第十条第一項(医薬品に関するものに限る。)があつたとき。

三 医薬品医療機器等法第七十五条第一項の規定により医薬品医療機器等法第四条第一項又は第三十四条第一項の許可が取り消されたときは、その効力を失う。

4 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬい。

県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第三条第三項第二号から第八号までの各号のいずれかに該当する

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取

薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員として

薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員として

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取

薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として

第五十条の三十九 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者が第五十条の二十一の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、向精神薬の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
(改善命令等)

間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。
厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用者者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらのがこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の处分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第五十条第二項第二号ロからチまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることがで

5 4 3 締員を命ずるものとする。

4 麻薬取締官の資格について必要な事項は、政令で定める。

3 令で定める。

2 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十号）に違反する罪若しくは医薬品医療機器等法に違反する罪（医薬品医療機器等法第八十一条

職務を行う。
前項の規定による司法警察員とその他の司法警察職員とは、その職務を行ふにつき互いに協力しなければならない。
麻薬取締官及び麻薬取締員は、司法警察員として職務を行うときは、小型武器を携帶することができる。
麻薬取締官及び麻薬取締員の前項の武器の使用については、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）第七条の規定を準用する。

第五十条の四十 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者に係る向精神薬営業所の構造設備が第五十条第二項第一号の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行ふまでの間当該向精神薬営業所の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、都道府県知事は、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したときは、その登録を取り消すことができる。
(聴聞等の方法の特例)

条の九、第八十四条第九号（名称、形状、包装その他の厚生労働省令で定める事項からみて医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三の認証を受けた医薬品又は外国において、販売し、授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置を含む。（以下この項において同じ。）をすることが認められている医薬品と誤認させる物品を

方厚生局の管轄区域内において、その職務を行なう。

2

麻薬取締官は、捜査のため必要があるときは、その属する地方厚生局の管轄区域外においても、その職務を行うことができる。

(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)

第五十六条 厚生労働大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を委嘱又は指名して協力を乞ふことができる。

第五十条の四十一 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造販売業者又は向精神薬使用業者が置く向精神薬取扱責任者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱責任者について、これらの者がこの法律その他薬事に関する法令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反したとき、又はこれらの者が向精神薬取扱責任者として不適当と認めるときは、その向精神薬営業者に対して、その変更を命ずることができる。
(免許等の取消し等)

手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前までにしなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、第五十条の四十一の規定による向精神薬取扱責任者の変更命令、前条第一項若しくは第二項の規定による免許の取消し又は同条第三項の規定による登録の取消し(次項において「変更命令等」という。)に係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列をする行為に係るものに限る。」、第十九号（医薬品医療機器等法第五十五条の二の規定に係る部分に限る。）、第二十七条第一号、第二十七号（医薬品医療機器等法第七十一条第一項に係る部分については、医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に係る部分に限る。）及び第二十八号、第八十五条第六号、第九号及び第十号、第八十六条第一項第二十五号及び第二十六号並びに第八十七条第十三号（医薬品医療機器等法第六十一条第四項及び第六項（医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に該当する。）

がでる。この場合においては、当該麻薬取締員は、検査に必要な範囲において、厚生労働大臣の指揮監督を受けるものとする。

都道府県知事は、検査上特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、特定の事件につき、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局に属する麻薬取締官の協力を申請することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、適当と認めるときは、当該麻薬取締官を協力させるものとする。

(麻薬取締員と都道府県の区域)

第五十七条 麻薬取締員は、前条に規定する場合

第五十一条 厚生労働大臣は、麻薬輸入業者、麻

3 変更命令等に係る聴聞の期日における審理

する疑いのある物に係る部分に限る。）並びに

のほか、捜査のため必要がある場合において、厚生労働大臣の許可を受けたときは、当該都道

薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府

第五十三条 削除
は、公開により行わなければならぬ。
(麻薬取締官及び麻薬取締員)
第五十四条 厚生労働省に麻薬取締官を置き、麻
薬取締官は、厚生労働省の職員のうちから、厚
生労働大臣が命ずる。

第七十六條の八第一項の規定に係る部分に限る。」及び第十五号（以下この項において「第八十三条の九等の規定」という。）並びに第九条第十条（第八十三条の九等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻

（麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受）
第五十八条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、厚生労働大臣の府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からも麻薬を譲り受けることができる。

第五章 麻薬中毒者に対する措置等
(医師の届出等)

第五十八条の二 医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項をその者の居住地(居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下この章において同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。

第五十八条の三 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(麻薬取締官等の通報)

第五十八条の四 検察官は、麻薬取締官、麻薬取締員、警察官及び海上保安官は、麻薬中毒者又はその疑いのある者を発見したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

(検察官の通報)

第五十八条の五 検察官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判(懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正施設の長の通報)

第五十八条の五 矯正施設(刑事施設、少年院及び少年鑑別所をいう。)の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、帰住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の帰住地(帰住地がないか、又は帰住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。)の都道府県知事に通報しなければならない。

第五十八条の六 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認められた理由をその者の帰住地(帰住地がないか、又は帰住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。)の都道府県知事に通報しなければならない。

(麻薬中毒者等の診察)

るときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。

第五章 麻薬中毒者に対する措置等
(医師の届出等)

第五十八条の二 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第五十八条の八の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第六項の規定による入院期間の決定が行われるまでの入院期間として、三十日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。

第五十八条の三 精神保健指定医は、第一項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行おうとする場所に出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行う場所にどまるなどを求めることができる。

第五十八条の四 都道府県知事は、第一項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならぬ。

精神保健指定医及び当該職員は、第一項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができるものと定める。

第五十八条の五 第五十一条の三十八第三項及び第四項の規定は、前項の立入りについて準用する。

第五十八条の六 精神保健指定医は、第一項の規定による診察を行う場合には、受診者の名譽を害しないよう注意し、かつ、受診者に対して、第二項に規定する事項に關し意見を述べる機会を与えなければならない。

第五十八条の七 都道府県知事は、第一項の規定による診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であると診断されたときは、すみやかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(精神保健指定医の職務)

第五十八条の八 精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十九条の四に規定する職務を行うほか、公務員として、都道府県知事が指定した前条に規定する職務を行うものとする。

(入院措置)

第五十八条の九 都道府県知事は、第五十八条の六第一項の規定による精神保健指定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状・性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬中毒者等の診察)

又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと認めたときは、その者を厚生労働省令で定める病院(以下「麻薬中毒者医療施設」という。)に入院させて必要な医療を行うことができる。

第五章 麻薬中毒者に対する措置等
(医師の届出等)

第五十八条の二 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定めた期間を超えて入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の三 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該措置入院者につき、入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の四 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合は、その者に対する治療の妨げとなる物があるときは、その者の入院中、当該職員を必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を麻薬中毒審査会に通知しない。

精神保健指定医が定めた期間の経過前に当該措置入院者を退院させることが適当であると認めると認めるときは、その退院させるべき期日を都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の五 麻薬中毒審査会は、前項の審査をするにあたつては、当該措置入院者及び当該麻薬中毒者医療施設において当該措置入院者の医療を担当した医師の意見を開かなければならぬ。

第五十八条の六 都道府県知事は、第四項の規定により通知された麻薬中毒審査会の決定に従い、当該措置入院者を退院させ、又は当該措置入院者に係る入院期間を決定して当該麻薬中毒者医療施設の管理者及び当該措置入院者に通知しなければならないときは、当該措置入院者を退院させなければならない。

第五十八条の七 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者に定めるものとすると、その医療に必要な事項は、政令で定める。

(入院期間の延長)

第五十八条の八 第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から三月をこえることができない。

えない範囲内で、毎回二月を限度として延長することができる。

第五章 麻薬中毒者に対する措置等
(医師の届出等)

第五十八条の二 前項第二項から第七項までの規定は、前項の入院期間の延長について準用する。

第五章 麻薬中毒者に対する措置等
(行動の制限)

第五十八条の三 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、その医療に欠くことのない限度において、その行動について必要な制限を行なうことができる。

第五十八条の四 都道府県知事は、措置入院者の所持品中にその者に対する治療の妨げとなる物があるときは、その者の入院中、当該職員をして、これを保管させることができる。

第五十八条の五 都道府県知事は、措置入院者につき入院を継続する必要ないと認めるときは、その者を退院させなければならぬ。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該麻薬中毒者医療施設の管理者の意見を聞くものとする。

精神保健指定医は、措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認めたと認めるときは、すみやかに都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の六 都道府県知事は、条例第十五条の第九第二項において準用する場合を含む。の規定による審査を行なうため、都道府県知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認めたと認めるときは、すみやかに都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の七 麻薬中毒審査会は、前項の規定にかかると認めるときは、すみやかに都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の八 前項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から六月をこえることができない。

(入院期間の延長)

第五十八条の九 第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から三月をこえることができない。

設者が向精神薬試験研究施設を設置する場合も、同様とする。

(事務の区分)

第六十二条の二 第二十四条第十二項(第一号に係る部分に限る)、第二十九条、第三十五条、第三十六条第一項及び第三項(これらの規定を第三条第四項において準用する場合を含む)、第四十六条から第四十九条まで、第五十条の二十

二、第五十条の二十四第二項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第五项、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第一項、同条第二項から第六項まで(これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む)、第五十八条の十一、第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第六十二条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。

(経過措置)

第六十二条の四 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(実施命令)

第六十三条 この法律で政令に委任するものと除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第六十四条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは国外から輸出し、又は製造した者は、一年以上有期懲役の有期懲役に処する。

第七章 罰則

第六十五条 罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上有期徒役及び千円以下の罰金に処する。

2 罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上有期徒役及び五百円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の三 向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者(第七十条第十五号又は第十六号に規定する違反行為をした者を除く)は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2 当該違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十七条 第六十四条第一項又は第四項の規定により七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百円以下の罰金に処する。

2 当該違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十八条 情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯した者は、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十九条の二 第六十四条から第六十七条规定する罪(第六十四条の三及び第六十六条の二の罪を除く)の実行に関し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

2 前項に規定する罪(第六十四条の三及び第六十六条の二の罪を除く)の実行に関し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第六十九条の三 第六十四条から第六十七条规定する罪(第六十四条の三及び第六十六条の二の罪を除く)の実行に関し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十九条の四 情を知つて、第六十六条の三第一項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料(麻薬原料植物の種子を含む)。(第六十九条の四において「資金等」という。)を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十九条の五 第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋をし、又は情状により一年以上十年以下の懲役に処し、又は三百円以下の罰金に処する。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十九条の六 第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十九条の八 第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をし、又は情状により一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の二 第二十七条第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸入したとき。

5 第二十九条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸出したとき。

6 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

7 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

8 第二十二条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬又は家庭麻薬を製造したとき。

9 第二十二条第一項の規定に違反したとき。

10 第二十二条第一項の規定に違反したとき。

11 第二十二条第一項の規定に違反したとき。

12 第二十二条第一項の規定に違反したとき。

13 第二十二条第一項の規定に違反したとき。

14 第二十二条第一項の規定に違反したとき。

15 第二十五条の規定に違反したとき。

16 第二十九条第一項の規定に違反したとき。

17 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

18 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

19 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

20 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

21 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

22 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

23 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

24 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

25 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

26 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

27 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

28 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

29 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

30 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

31 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

32 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

33 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

34 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

35 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

36 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

37 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

38 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

39 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

40 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

41 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

42 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

43 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

44 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

45 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

46 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

47 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

48 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

49 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

50 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

51 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

52 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

53 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

54 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

55 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

56 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

57 第五十五条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反したとき。

| | |
|----|--|
| 10 | この法律の施行の際、現に旧法第十四条第三項の規定により保存されている帳簿は、この法律第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の帳簿とみなす。 |
| 11 | この法律の施行の際、現に前項の帳簿を保存している麻薬施用者若しくは麻薬管理者又は麻薬研究者は、すみやかにその帳簿を、当該麻薬治療施設の開設者又は当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。 |
| 12 | 前項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 |
| 13 | 麻薬治療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第十一項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、これを最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。 |
| 14 | 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 |
| 15 | 第七十四条の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。 |
| 16 | この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用について、なお從前の例による。 |
| 17 | この法律の施行の際、現に旧法第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締に従事する間に限り、同条の規定を準用する。 |
| 18 | 国の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、この法律の施行の際に現にその事務の用に供していいるものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかわらず、当該都道府県に譲与することができる。この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。 |
| 19 | （昭和六十年度から昭和六十三年度までの特例）第五十九条の二の規定の昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。 |
| 20 | （昭和六十年度から昭和六十三年度までの特例）第五十九条の二の規定の昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。 |

| | | |
|----|-----------------|---------------------------------------|
| 1 | （附則）抄 （施行期日） | 附 則（昭和五三年四月二十四日法律第七 一号）抄 （施行期日） |
| 2 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 3 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 4 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 5 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 6 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 7 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 8 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 9 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 10 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 11 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 12 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 13 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 14 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 15 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 16 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 17 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 18 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 19 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 20 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |

| | | |
|----|-----------------|---------------------------------------|
| 1 | （附則）抄 （施行期日） | 附 則（昭和五八年五月二三日法律第五 五号）抄 （施行期日等） |
| 2 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 3 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 4 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 5 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 6 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 7 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 8 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 9 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 10 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 11 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 12 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 13 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 14 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 15 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 16 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 17 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 18 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 19 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 20 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |

| | | |
|----|-----------------|--------------------------------------|
| 1 | （附則）抄 （施行期日） | 附 則（昭和五九年五月一〇日法律第二 二号）抄 （施行期日） |
| 2 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 3 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 4 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 5 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 6 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 7 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 8 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 9 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 10 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 11 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 12 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 13 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 14 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 15 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 16 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 17 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 18 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 19 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |
| 20 | （附則）抄 （施行期日） | （附則）抄 （施行期日） |

六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定及び昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される國の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される國の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる國の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る國の負担又は補助、昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、な
お從前の例による。

附 則（昭和六二年九月二六日法律第九八号）抄
行期日
附 則（平成元年四月一〇日法律第二二二
附 則
この法律は、公布の日から起算して一年
えない範囲内において政令で定める日から
する。

ることをいう)若しくは譲渡しを業としている者又は向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にすることを業としている者は、この法律の施行の日から三月間は、新法第五十条第一項の免許を受けないで、その業を営むことができ。その者がその期間内に同項の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後免許をしない旨の通知を受

2 ける日までの間も、同様とする。

3
が取り消されたとき。
第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法第七条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第七条第三項に規定する一般販売業の管理者は、新法第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

4 都道府県知事は、第一項ただし書の申出があつたとき、及び同項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、新法第五十一条第

3
が取り消されたとき、
第一項本文の場合においては、当該薬局開設
者の薬局に係る薬事法第七条第三項に規定する
薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許
可を受けた者に係る同法第二十七条において準
用する同法第七条第三項に規定する一般販売業
の管理者は、新法第五十条の二十第一項の向精
神薬取扱責任者とみなす。

の二十七の規定を適用する場合においては、同条中「あらかじめ」とあるのは、「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第九十三号）」の施行の日から起算して「一年以内」とする。

月以内」とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

に係る免許は、新法第五十条の三の規定により、同法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたときは、その効力を失うほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 薬事法第四条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。

二 薬事法第十条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。

三 薬事法第七十五条第一項の規定により、同法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可

改正後の麻薬及び向精神薬取締法（以下「新法」という。）第一条第七号に規定する麻薬向精神薬原料の輸入若しくは輸出を業としている者は又はこの法律の施行の際現に同条第四十号に規定する特定麻薬向精神薬原料の製造、精製及び特定麻薬向精神薬原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の特定麻薬向精神薬原料にすることを含む。ただし、調剤を除く。）、小分け（他人から譲り受けた特定麻薬向精神薬原料を分割して容器に収めることをいう。）若しくは譲渡しを業としている者について新法第五十条

において同じ。)の一般販売業の許可を受けている者は、新法の規定(新法第五十条の四及び第五十条の二十第四項を除く。)の適用については、それぞれ新法第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者免許を受けた者とみなす。ただし、その者が、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による
（経過措置）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三年一〇月五日法律第九三号）

その施設を運営することができる。その者がその期間内に同項の登録を申請をした場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

する。)は、その旨を公示するものとする。

第四条 この法律の施行の際現に存する向精神薬であつて容器に収められているものについては、この法律の施行の日から二年間は、新法第五十条の十九の規定は、適用しない。

この法律の施行の際現に存する向精神薬に使用される容器又は被包が、この法律の施行の日から一年以内に使用される場合には、当該容器又は被包に收められた向精神薬については、この法律の施行の日から二年間は、新法第五十条の

設置者は、この法律の施行の日から三月間は、新法第五十五条の五第一項の登録を受けないで、二項の規定により取り消されたとき（薬局又は医薬品の一般販売業の業務が引き続き行われて

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年二月八日法律第一) (施行期日) 抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
 (経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
 一から二十五まで 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一) (施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
 二 第三百五条、第三百六条、第三百二十二条及び第三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年一月二七日法律第一) (施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 第九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
 二 第三百五条、第三百六条、第三百二十二条及び第三百四十四条の規定 公布の日

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百

（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条 第六十六

条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めのない限り、改正後三箇月のうち三十日以内に改めて行はる。

に別段の定めがあるものを除き 改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

る経過措置を含む)は、政令で定める。

一〇三

施行期日

(旅行其日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める用から施行する。二二、次の各号ニ掲げらる見三は、

施行するがたなし次のみは掲げる規定は
当該各号に定める日から施行する。

三説各号に定めた日がめ旅行である

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改

正する法律（平成二十五年法律第八十四号）

の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ

か
遅
い
日

附則（平成二六年一月二七日法律第

(施行期日) 二〇一〇年四月一日 抄

（旅行期日）

第一項 三の法律に公有の日が記載算して二日を経過した日から施行する。

(施行期日) ○号 抄 (平成二七年六月二六日法律第五百四十九号)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六条、第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七条（建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定（公布の日（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この法律の規定の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法第三条の規定により麻薬取扱者が免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。
(処分、申請等に関する経過措置)
第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。
この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの（ほか、この法律の施行に際し必要な経過措置のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二十三条、第七十条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条

条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、
第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、
二条、第一百三十三条、第一百十五条、第一百六十二条、第一百九十九条、第一百三十一条、
第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、
第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）、
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条规定、第二十条、第二十一条及び第二十三
条から第二十九条までの規定（公布の日から起算して六月を経過した日）
（行政庁の行為等に関する経過措置）
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。
（罰則にに関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（検討）

| | |
|--|---|
| <p>一　附則第十二条及び第三十九条の規定　公布 　　の日</p> <p>二　第二条の規定、第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第一号の改正規定に限る。）の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百五十五条の五第二項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> | <p>（政令への委任）</p> <p>（処分等の効力）</p> <p>第十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の各法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（検討）</p> <p>第十四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（罰則に関する経過措置）</p> <p>第十五条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）</p> <p>第十六条　この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>（施行期日）</p> <p>（号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（号）抄</p> | <p>附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>一　第五百九条の規定　公布の日</p> <p>附　則　（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>一　第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第二項及び第十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>（調整規定）</p> <p>第十八条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）</p> | <p>（政令への委任）</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第十九条　この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を勘査し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>（施行期日）</p> <p>（号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（号）抄</p> | <p>附　則　（令和四年五月二十五日法律第五二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（号）抄</p> |
|---|--|

第一條　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

（罰則に関する経過措置）

（施行期日）

（号）抄

<p

三十一 三一ジメチルアルアミノー一・一ジメチルチエニル）一・一ブテン（別名ジメチルチアンブテン）及びその塩類

三十二 六一ジメチルアミノー四・四一ジフェニル一三一ヘキサノン（別名ノルメサドン）及びその塩類

三十三 六一ジメチルアミノー四・四一ジフェニル一三一ヘブタノール（別名ジメチルエーテル）及びその塩類

三十四 α一六一ジメチルアルアミノー四・四一ジフェニル一三一ヘブタノール（別名アルファメタドール）及びその塩類

三十五 β一六一ジメチルアルアミノー四・四一ジフェニル一三一ヘブタノール（別名ベータメタドール）及びその塩類

三十六 六一ジメチルアミノー四・四一ジフェニル一三一ヘブタノン（別名メサドン）及びその塩類

三十七 四一ジメチルアルアミノー三一メチル一・二一ジフェニル一（プロピオニルオキシ）ブタン（別名プロポキシフェン）及びその塩類

三十八 六一ジメチルアルアミノー五一メチルイソメサドン）及びその塩類

三十九 一・三一ジメチル一四一フェニル一（プロピオニルオキシ）アザシクロヘブタノン（別名プロヘブタジン）及びその塩類

四十 α一・三一ジメチル一四一フェニル一イソメサドン）及びその塩類

四一（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アルファプロジン）及びその塩類

四十一 β一・三一ジメチル一四一フェニル一四一（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名ベータプロジン）及びその塩類

四十二 六a・七・八・十a一テトラヒドロヘン・六H一ジベンゾ[b・d]ピラントラヒドロカシナビノール（別名デルタルハテトラヒドロカシナビノール）及びその塩類

四十三 六a・七・十・十a一テトラヒドロヘン・九トリメチル一三一ベンチル一六H一ジベンゾ[b・d]ピラントラヒドロカシナビノール（別名トリメペリジン）及びその塩類

四十四 テバイン及びその塩類

四十五 一・二・五トリメチル一四一フェニル一四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名トリメペリジン）及びその塩類

四十六 六一ニコチニルコデイン（別名ニココジン）及びその塩類

四十七 ノルモルヒネ（別名デメチルモルヒネ）、そのエーテル及びこれらの塩類

四十八 一—二—一（一—ヒドロキシエトキシ）エチル」—四—フエニルピペリジン—四カルボン酸エチルエステル（別名エトキセリジン）及びその塩類

四十九 十四—ヒドロキシジヒドロモルヒネ（別名ヒドロモルヒノール）及びその塩類

五十 三—ヒドロキシ—N—フエナシルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

五十一 一—（三—ヒドロキシ—三—フエニルプロピル）—四—フエニルピペリジン—四カルボン酸エチルエステル（別名フェノペリジン）及びその塩類

五十二 四—（三—ヒドロキシフェニル）—二—メチル—四—ビペリジルエチルケトン（別名ケトバミドン）及びその塩類

五十三 四—（三—ヒドロキシフェニル）—二—メチルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名ヒドロキシペチジン）及びその塩類

五十四 三—ヒドロキシ—N—メチルモルヒナン（別名フェノモルファン）及びその塩類

五十五 三—ヒドロキシ—N—メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

五十六 三—ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

五十七 四—フエニル—一—（三—（テトラヒドロフルブリルオキシ）エチル）ピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名フレチジン）及びその塩類

五十八 四—フエニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名ペチジン）及びその塩類

B) 及びその塩類

五十九 四—フエニル—一—（三—フエニルアミノプロピル）ピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名ビミニゾン）及びその塩類

六十 一—二—三—四—五—六—ヘキサヒドロ—八—ヒドロキシ—六—十一—ジメチル—三—フエチル—二—六—メタノ—三—ベンゾジン（別名フェナゾジン）及びその塩類

六十一 一—二—三—四—五—六—ヘキサヒドロ—八—ヒドロキシ—三—六—十一—トリメ

六十五 六—メチル—
六十六 N—(—メチル—)一ピペリジン
六十七 一メチル—四—フェニルピペリジン
六十八 N—(—メチルフェニルアミノ)
六十九 (三—メチル—四—モルフオリノ—
二・二—ジフェニル) プチリル ピロリジン
及びその塩類

七十 三—メチル—四—モルフオリノ—二・二—
ジフェニル 酪酸 (別名モラミド中間体) 及
びその塩類

七十一 三—メトキシ—N—メチルモルヒナン
(右旋性) のものを除く。及びその塩類

七十二 モルヒネ及びその塩類

七十三 モルヒネ—N—オキシンドその他五価窒
素モルヒネ及びその誘導体

七十四 一(二—モルフオリノエチル)—四—
フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチ
ルエステル (別名モルフエリジン) 及びその
塩類

七十五 六—モルフオリノ—四—ジフェニ
ル—三—ヒドロモルヒネ (別名ジオキサフエチ
ル酪酸エチルエステル (別名ジオキサフエチ
ルブチレート) 及びその塩類

六十六 ネオモルヒネ (別名メタゾシン) 及びその塩類

六十七 メチルジヒドロモルヒネ (別名メ
チルジヒドロモルヒネ) 及びその塩類

六十八 メチルジヒドロモルヒノン (別名メト
ポン)、そのエステル及びこれらの塩類

六十九 チル—一、六—メタノ—三—ベンザゾシング
ル—四—フェニルピペリジン—四—カルボ
ン酸エチルエステル (別名ベンゼチジン) 及
びその塩類

七十 一、六—メチルジヒドロモルヒネ (別名メ
チルジヒドロモルヒネ) 及びその塩類

七十一 ネオモルヒネ (別名メタゾシン) 及びその塩類

別表第二（第二条関係）

| | |
|-----------------------|---------------|
| 一 力 | エリスロキシロン・コ |
| 二 ヒエロン | エリスロキシロン・ノヴ |
| 三 （和名ハカマオニゲシ） | パパヴァエル・プラクテニア |
| 四 四 その他政令で定める植物 | |

- 七十七 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの。

七十八 前各号に掲げる物又は大麻のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のものを、ただし、次に掲げるものを除く。

イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物又は大麻を含有しないもの。

ロ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十二号に掲げる物（大麻草としての形状を有しないものに限る。）を含有する物であつて、前各号（同号を除く。）に掲げる物又は大麻を含有しないもの。

ハ 第四十二号又は第四十三号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる物又は大麻を人為的に含有させたものを除く。）

二 麻薬原料植物又は大麻草以外の植物（その一部分を含む。）

四 その他政令で定める植物

五
五一(「クロフエニル」)一七エチル
一一三一ジヒドロ一一メチル一二H一チ
エノ一二二・三Te一一四ジアゼビン
一二一オノ(別名クロチアゼバム)及びその
塩類

六 七—クロロ—二—メチルアミノ—五—フエ
ニル—三H—一・四—ベンゾジアゼピン—四
—オキシド（別名クロルジアゼポキシド）及

七 ひその塩類
五・五一ジエチルバルビツール酸（別名バ
ルビタール）及びその塩類

八 一・三・ジヒドロ-七-ニトロ-五-フエ
ニル-H-一・四-ベンゾジアゼピン-二
-オン(別名ニトラゼパム)及びその塩類

二一フエニル一(二一ピペリジル)酢酸メチルエステル(別名メチルフエニデー)

ト) 及びその塩類

「ブテニル」—・六—メタノ—三—ヘンザ
ゾシン—ハ—オール（別名ペントザシン）及
びその塩類

十一 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

別表第四（第二条関係）

ニル酸及びその塩類
一テル

ノミン及びその塩類
ノトリン及びその塩類

・ン及びその塩類

ン酸及びその塩類

掲げる物のほか、麻薙

トマス・モア

掲げる物のいずれかを

十一 前各号に掲げる物と同種の温用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

別表第四（第二条関係）

三四 エチルエーテル
エルゴタミン及びその塩類

五 六 六
エルゴメトリン及びその塩類
ピペリジン及びその塩類
無水酢酸

八十九 無水酛
リゼルギン酸及びその塩類
前各号ニ掲げる物のほか、麻痺又は可憐神

前各号に掲げる物のほか、麻薬又は向精神薬の原材料となる物であつて政令で定める

十 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物